# 厚木市人権施策推進指針改定方針(案)について

#### 1 指針改定の趣旨

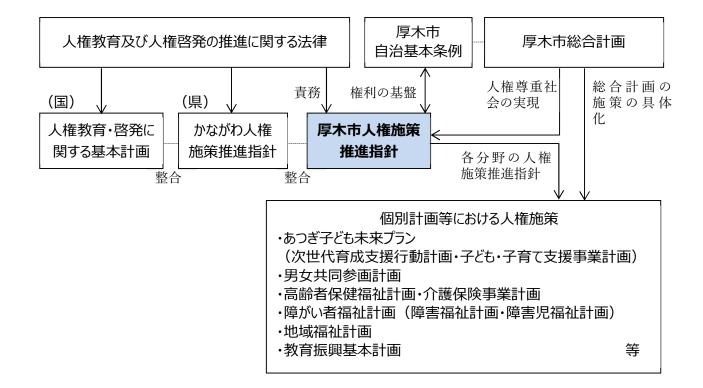
互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現を基本理念として平成16年4月に策定した、厚木市人権施策推進指針は令和元年10月に改定を行いました。

その後、性的マイノリティに関する法律や女性支援に関する法律の施行、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別問題や、見た目問題といった新たな人権課題への対応など、人権を取り巻く社会情勢の変化や、令和5年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果等を反映するため見直しを行うものです。

# 2 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤となるものです。

また、第 10 次厚木市総合計画における将来都市像の実現に向けた人権施策を推進するための基本理念や、各施策分野の施策の方向性を示すもので、本市が策定する各種計画等の推進に当たり、人権尊重の考え方を示すとともに、自治基本条例に規定する市民の権利、子どもの権利を擁護するための基盤としても不可欠なものとなります。



# 3 現指針の推進体系

基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現~互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります~」実現のため、3つの基本姿勢を掲げ、分野別施策について、「人権教育・啓発の推進」、「相談・支援体制の充実」を推進しています。

# 基本理念

# 自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現

~互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります~

# 基本姿勢

- (1)市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進します。
- (2)人権尊重の精神に基づいた施策を推進します。
- (3)人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりを推進します。

# 基本的施策 人権教育・啓発の推進 相談・支援体制の充実 分野別施策 (1)子ども (6)外国人 (2)女性 (7)インターネットによる人権侵害 (3)高齢者 (8)性的指向・性自認 (4)障がいのある人 (9)その他の様々な人権課題 (5)同和問題

# 4 指針改定に当たり考慮する事項

法務省が掲げる「啓発活動強調事項」に基づき、分野別施策の文言や内容を整理 (性的指向・性自認を性的マイノリティに変更等)するとともに、人権を取り巻く社 会情勢の変化に対応するため、次の項目を考慮しながら改定を進めます。

#### (1) 人権関連の法整備を踏まえた見直し

指針改定以降に整備された法令等に対応します。

# ア 性的マイノリティに関する理解増進法\*1の施行(R5.6.23)

性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する市民の理解の増進を推進します。

# イ 女性支援新法<sup>\*\*2</sup>の施行(R6.4.1)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であること により様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進します。

#### ウ 障害者差別解消法<sup>※3</sup>の改正(R6.4.1)

障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進します。

\*1 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増 進に関する法律」

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があって はならないとの認識の下に、基本計画の策定その他の必要な事項を定めること により、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする法律

※2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性 への支援を目的とする法律

\*\*3 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障がいを理由とする差別の解消を推進する法律 改正により、事業者による合理的な配慮の提供が義務化されました。

#### (2) 新たな人権課題等への対応

新たに生じた人権課題や理解が進んでいない分野への対応を行います。

# ア 県立「津久井やまゆり園」における殺傷事件

障害者支援施設である「津久井やまゆり園」における障がい者の命と、 人権を踏みにじる大変痛ましい事件が発生したことから、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて、障がい者への偏見や差別の解消に向けた取組の重要性を、推進する必要があります。

#### イ 平時における人権啓発の重要性について

新型コロナウイルス感染症が拡大した際に、感染者やその家族、医療従事者等への差別問題が発生したことや、児童虐待やDVの増加、非正規雇用労働者等の雇い止めなど、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けた状況を踏まえ、平時における人権啓発の重要性を再認識する必要があります。

#### ウ見た目問題

先天的または後天的な理由で、体の外見に特徴的な症状がある人が、 様々な社会的困難を抱えている問題のことで、令和5年度に実施した人 権に関する市民意識調査において、新たに設問を設定しました。

当該調査の結果、「見た目問題」という言葉を知らないと回答した人が 55.4%と半数以上であることから、「その他の人権課題」の一つとして、新たに「見た目問題」を加え、認知度を高める必要があります。

#### (3) 厚木市独自の人権施策を反映

指針改定以降に導入した人権施策について対応します。

#### ア 日本語講師養成講座の開催

「多文化共生の推進」を図るため、外国籍市民の日本語の習得や日本的習慣の理解に向けた取組の一環として、日本語講師の養成を支援策の一つとして、開催(R1~)しています。

#### イ パートナーシップ宣誓制度の導入

性的マイノリティなどの人が、パートナーシップの関係にあることを 宣誓し、確認後に受領証等を交付することで、公的に認める制度(R4.4.1 ~)を導入しています。(令和6年5月現在13組)

#### ウ 公共施設における生理用品の無償配布

生理用品の確保が困難な状況にある方へ市役所等窓口での生理用品 提供の他に、新たに公共施設女子トイレ内で無償配布をしています。 (R5.12.13 配布)

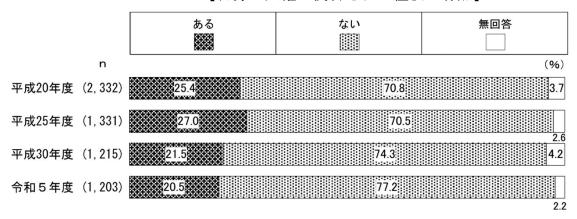
#### (4) 人権に関する市民意識調査の結果を反映

令和5年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果を反映します。

# 例 ア 自分の人権が侵害された経験について

経年では、「自分の人権が侵害された経験がある」の回答が減少して きているものの、依然として 20.5%であることから、引き続き、市民や 事業者・団体等と連携しながら人権施策を推進していく必要があります。

#### 【自分の人権が侵害された経験の有無】



### イ 性別による差別について

「性別」を理由とする差別を受けたことがあると回答した割合は、男性が 6.7%、女性が 29.5%と大きく乖離しています。

また、「職業・雇用形態」、「年齢」、「こどもがいないこと」についても、 男女で大きく人権侵害を受けた経験が異なる結果となり、男女共同参画 社会が実現しているとは言えず、更に男女共同参画に向け、取り組んで いく必要があります。

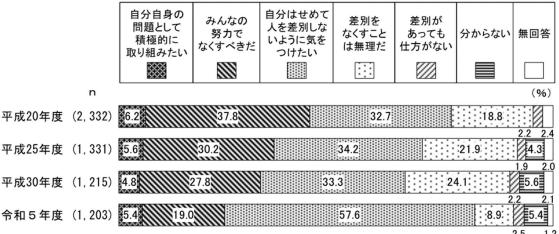
	【受けた人権侵害の内容】								(%)	
		容姿	学歴・出身校	性別	職業・雇用形態	年齡	病気・障がい	収入・財産	こどもがいない	独身
全	体	27. 5	22. 7	21. 9	21. 1	18. 2	16. 2	15.0	14. 2	13.8
男	性	22. 5	27. 0	6. 7	28. 1	12. 4	18. 0	19. 1	4. 5	12. 4
女	性	28. 9	20. 1	29. 5	16.8	21. 5	16. 1	12.8	19. 5	14. 1

# ウ 人権問題についての考えについて

経年では、「みんなの努力でなくすべきだ」の回答が減少傾向にあります。一方「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」が平成30年度の33.3%から57.6%と24.3ポイント増加し、「差別をなくすことは無理だ」が24.1%から8.9%と15.2ポイント減少しており、人権意識に変化が見られます。

平成30年度から令和5年度の間にはコロナ禍を経験し、市民の意識は変わってきていると考えられます。人権について、自分自身の問題として取り組むことや、みんなの努力でなくしていく意識が高まるよう、引き続き、啓発等に取り組む必要があります。

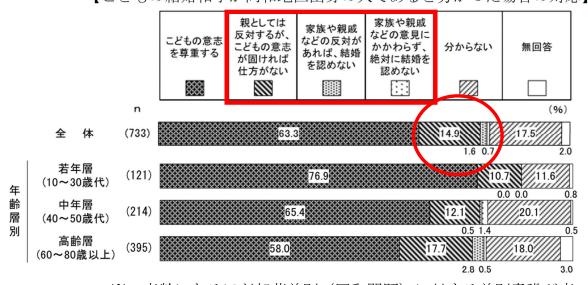
# 【人権問題についての考え】



#### エ 部落差別(同和問題)について

あなたのこどもが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であると分かった場合の対応について、「親としては反対するが、こどもの意志が固ければ仕方がない」等の差別意識と考えられる回答が合計で17.2%あり、引き続き、差別の解消に向け取り組む必要があります。

# 【こどもの結婚相手が同和地区出身の人であると分かった場合の対応】



※ 高齢になるほど部落差別(同和問題)に対する差別意識が高い。

# オ インターネット・SNSについて

インターネット上で人権侵害していると思うものについて、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載」の回答が82.5%と高く、平成30年度より12.4ポイント上昇しており、適切な利用に関する教育や啓発活動をする必要があります。

	インター	ネット上	で人権侵害	手している。	と思うもの		(%)
	や差別的な表現などの掲載他人への誹謗(ひぼう)中傷	る情報の無断掲載個人のプライバシーに関す	ことを誘発する場となっている出会い系サイトなどが犯罪	害なホームページの存在ネットポルノなどの違法・有	年者の実名や顔写真の掲載捜査対象となっている未成	その他	特にない
平成 30 年度	70. 1	55. 6	36. 6	21. 2	14. 7	0. 7	8.0
令和5年度	82. 5	61. 3	33. 7	23. 3	14.0	1. 5	6.0

# 5 指針改定の進め方

指針の改定に当たっては、公募市民を始め、事業者、福祉・人権等の各団体で組織する附属機関「厚木市人権施策推進協議会」及び庁内に設置した「厚木市人権施策推進会議」において検討します。

また、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映します。

# 6 指針改定のスケジュール

日程	内容
令和6年6月	第1回厚木市人権施策推進協議会(庁外)
7月	経営戦略調整会議 経営戦略会議
9月	改定指針素案作成
10 月	厚木市人権施策推進会議(庁内) 第2回厚木市人権施策推進協議会(庁外)
11月	経営戦略調整会議 経営戦略会議
12 月	全員協議会
令和7年1月	パブリックコメント
2月~3月	第3回厚木市人権施策推進協議会(庁外) 改定指針策定

# 7 県内各市等の人権指針改定等の状況

年度	市等名				
令和元年度以前	川崎市(計画)(H26)、大和市(H28)、伊勢原市(H29)、				
中和几千及以前	相模原市 (H30)、横須賀市 (R1)、厚木市 (R1)				
令和3年度	神奈川県、横浜市				
令和4年度	藤沢市、小田原市、秦野市				
令和5年度	鎌倉市、平塚市				
令和6年度	逗子市 (予定)				